

安全運転管理者及び副安全運転管理者の資格要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
<p>① 20歳以上の者（副安全運転管理者が置かれている場合は30歳以上）</p> <p>② 自動車の運転の管理に関し、2年（公安委員会が行う教習を修了した者にあつては1年）以上の実務経験を有する者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者</p> <p>ただし、次のアからウまでのいずれにも該当しない者</p> <p>ア 公安委員会より安全運転管理者等を解任されて2年を経過していない者</p> <p>イ 次の違反をしてから2年を経過していない者</p> <p>酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、救護義務違反、自動車の使用制限命令違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為</p> <p>ウ 次の違反を下命・容認してから2年を経過していない者</p> <p>酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、最高速度違反運転、大型自動車等の無資格運転、積載制限違反運転、車両の放置駐車</p>	<p>① 20歳以上の者</p> <p>② 自動車の運転の管理に関し、1年以上の実務経験を有する者、自動車の運転経験の期間が3年以上の者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者</p> <p>ただし、次のアからウまでのいずれにも該当しない者</p> <p>ア 公安委員会より安全運転管理者等を解任されて2年を経過していない者</p> <p>イ 次の違反をしてから2年を経過していない者</p> <p>酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、救護義務違反、自動車の使用制限命令違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為</p> <p>ウ 次の違反を下命・容認してから2年を経過していない者</p> <p>酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、最高速度違反運転、大型自動車等の無資格運転、積載制限違反運転、車両の放置駐車</p>